

地方創生推進交付金

2022年度 「子育ても働きがいも！子育て・就
労支援の総合応援プロジェクト事業」に係る
公募型プロポーザル実施要領

2022年（令和4年）10月
須坂市子育て就労支援協議会

1 目的

この要領は、須坂市において子育てを行いながら、働く意欲のある人が、その知識や能力を生かし、多様な働き方にチャレンジでき、子どもたちを見守りながら就労にチャレンジのできる環境整備に加え、きめ細やかな子育て支援や育児に取り組む世代への支援体制をより充実・強化させ、豊かな気持ちで子育て・就労の両立が叶う、「子育ての心配がなく、安心して働けるまち」を目指すことを目的とした「子育ても働きがいも！子育て・就労支援の総合応援プロジェクト事業」で計画した業務を実施し、結果についてとりまとめ次年度以降の計画に活かすことを目的とする（以下、「本業務」という。）。

そこで、本業務を委託する事業者の選定については、より効果的な策定が実施できる業務委託先を選定するため、プロポーザル方式（※）により行うものである。

※ もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調整の上、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に準じた随意契約を締結する。

2 プロポーザルの概要

(1) 名称

地方創生推進交付金

2022 年度「子育ても働きがいも！子育て・就労支援の総合応援プロジェクト事業」に係る公募型プロポーザル

(2) 主催者

須坂市子育て就労支援協議会

(3) 担当

須坂市子育て就労支援協議会事務局（須坂市教育委員会事務局子ども課気付）

(4) 公募型プロポーザル方式を選択した理由

民間事業者の持つ実績・ノウハウ・アイデア・高度な専門性を活かした企画の提案を広く求め、より効果的な計画を策定できる業務委託先を選定するため、公募型プロポーザル方式によるものとします。

3 業務の概要

(1) 業務名称 2022 年度「子育ても働きがいも！子育て・就労支援の総合応援プロジェクト事業」委託業務

(2) 業務内容 別紙「2022 年度「子育ても働きがいも！子育て・就労支援の総合応援プロジェクト事業」業務委託仕様書」（以下、「仕様書」とする。）による。

(3) 履行期間 契約日から 2023 年 3 月 15 日までとする。

(4) 限度額 金 13,580,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている事業者（JVの場合は、参加企業すべてに適用）であることを参加資格とします。

（1）参加者の構成

- ① 単独事業者又は2～3者で構成される共同企業体とする。
- ② 単独事業者の場合は県内事業者に限る。共同企業体の場合は県内事業者を含むこととする。
- ③ 一共同企業体の構成員が単独事業者又は他の共同企業体の構成員として同一プロポーザルに参加することはできない。
- ④ 共同企業体の代表者は、出資比率が最も高い者とする。

※共同企業体の構成については「須坂市建設工事共同企業体運用要綱」に準ずる

- （2）統計調査、就労支援、コミュニティ形成業務等多岐にわたった事業の統括能力を有し、かつ高度な見識と経験を有している人材がいること。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- （6）市税を滞納していない者であること。

5 プロポーザルへの参加方法

（1）提出書類及び作成要領

- ① 参加申込書（様式2）
- ② 企画提案書届出書（様式3）
- ③ 業務実績書（様式4）
- ④ 業務実施体制（様式5）
- ⑤ 企画提案書（任意様式）
 - ・表紙には「2022年度「子育ても働きがいも！子育て・就労支援の総合応援プロジェクト事業」業務企画提案書」と記入する。
 - ・仕様書の内容を盛り込むことに加え、強調したい事項等を記載した独自の提案書（提案者独自の企画、アイデア等）とする。
- ⑥ スケジュール
- ⑦ 見積書（任意様式）

⑧ 上記書類の電子データ形式（ファイル形式は原則 PDF とする）

(2) 企画提案書等の留意事項

- ① 提出書類の企画はA4サイズ・片とじ・横書きとする。（両面印刷可）
- ② 企画提案書は社会状況をふまえ、かつ、須坂市の現状や課題を踏まえ、須坂市が事業実施にあたっての取組むべき方向性について提案する。
- ③ 提出書類⑤「企画提案書」のページ数は10ページ以内とする。（表紙はページ数に含めない。）
- ④ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、虚偽と判明した時点で本プロポーザルの参加を取消す。
- ⑤ 企画提案書等の記載事項に不備がある場合は、協議会は再提出を依頼する場合があります。
- ⑥ 提出部数は（1）①については1部、（1）②～⑦については5部とすること。

(3) その他

- ① 提出期間及び期限
「11 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール」に記載
- ② 提出先
「13 問い合わせ・書類提出先」に記載
- ③ 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）

6 質問書の受付及び回答

(1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問書（様式1）により提出期限までに持参または電子メールにより提出する。

電子メール kodomo@city.suzaka.nagano.jp

(2) 受付期間

「11 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール」に記載

(3) 回答方法

質問に対する回答は、提案者の認識を統一するため、質問者を匿名にして須坂市ホームページ上で回答を掲載する。質問に対する回答は、実施要領等の内容追加・修正とみなします。

7 契約予定者の選定方法等

プロポーザルの審査は、以下のとおり実施します。

- (1) 本プロポーザルでは、須坂市子育て就労支援協議会事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事業者の選定を行うものとします。

- (2) 参加資格者から期限までに提出された書類に基づき審査を行いません。また、希望する参加者は委員会へのプレゼンテーションを行なうことができます。
- 協議会が定める基準により審査した結果、最高評価の1事業者を契約候補者とします。なお、契約候補者に契約することができない事由が発生した場合は次順位者の繰上げにより新たな契約候補者として手続きをします。
- (3) 本プロポーザルは提案が1者でも成立するものとします。ただし、契約予定者となることができる最低基準点は満点の60%とし、最低基準点を得られなかった場合は、契約予定者として選定しません。
- (4) 審査基準は、別表「審査基準表」に基づき、審査項目ごとに評価します。
- (5) プレゼンテーションを希望する場合は下記のように行います。
- ① 時間配分
 - ・プレゼンテーション 20分以内
 - ・質疑応答 10分以内
 - ② その他
 - ・提出書類に基づいてプレゼンテーションを行ってください。当日の資料の追加及び差替えは認めません。
 - ・説明に際し、パワーポイントその他のパソコンの使用は可とし、スクリーン及びプロジェクターは協議会が用意します。
 - ・その他説明に必要な備品は各自で準備してください。
 - ・審査結果は、後日、全ての参加者に通知します。

8 審査基準

別紙「審査基準」に記載のとおりです。

9 選定結果の通知

選定結果については、郵送（原則、個人宅への郵送は行いません）にて提案者全員へ通知するとともに、須坂市ホームページにて公開します。

なお、選定結果に異議を申し出ることにはできないものとします。

10 業務委託契約

契約予定者と交渉を行い、内容について合意の上、随意契約により金額を決定後、契約を締結します。

11 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール

内 容	期 間 等
プロポーザル募集開始	2022年10月4日（火）（以下、西暦は省略） ※須坂市ホームページに掲載

質問書受付期間	10月4日(火)～10月13日(木) 12:00
参加申込書提出期限	10月17日(月) 16:00
参加承認通知書の送付	10月18日(火) ※電子メールでの送付
企画提案書等提出期限	10月26日(水) 16:00
プレゼンテーション実施	11月7日(月)
選考結果通知	11月8日(火) 予定 ※須坂市ホームページに掲載。
業務委託契約締結	11月上旬予定

※日程等変更がある場合はホームページで周知します。

12 その他

- (1) 連絡は電子メール、FAX 等でお願ひします。また、書類については郵送等で送付してください。
- (2) 企画提案書の作成、プレゼンテーションへの参加等に係る旅費など本件参加に係る費用は全て参加者の負担とします。
- (3) 企画提案書や会社概要その他提出した書類に虚偽や偽造があった場合は失格とします。
- (4) 提出書類は、返却しません。
- (5) 審査の過程や参加者ごとの評価の詳細については公表しません。
- (6) 業務の実施については、企画提案書の内容を基本としますが、契約書の範囲内で事務局と打ち合わせを実施しながら作業を進めるため、必ずしも企画提案書通りの作業スケジュールとはなりません。

13 問い合わせ・書類提出先

〒382-8511 須坂市大字須坂 1528 番地 1

須坂市教育委員会事務局子ども課気付 須坂市子育て就労支援協議会

担当者： 内藤賢孝(係長)・藤丸亮太(担当)

電話：026-248-9026(課専用)

電子メール：kodomocity.suzaka.nagano.jp

(別表)

審査基準表

審査項目	審査の視点	配点
業務実績	本業務の委託を請け負うに足る関連業務の受託実績を有しているか。	6/100
業務体制	業務内容に対して必要な経験・能力を有するスタッフが十分に確保されているか。	6/100
業務方針	本業務の目的、内容が十分理解できているか。	11/100
企画提案内容	労働行政、教育行政ともに現状の社会情勢を的確に把握し、また、本市の現状と課題について理解しているか。	11/100
	本業務を遂行するにあたり、実施可能性の高い、適切なスケジュールが計画されているか。	11/100
	専門性のある知見や知識、ノウハウに裏付けされた提案がなされているか。	11/100
	本業務を遂行するにあたり、実施可能性の高い計画となるような工夫がなされているか。	11/100
	仕様書の記載内容を契約期限内に確実に実施できる体制とノウハウを備えているか。	11/100
	仕様書に示された事項以外に、本市にとって有益な独自提案（地元事業者との共同など）が示されているか。	11/100
見積価格	見積金額、見積内容が適正であるか。	11/100
合計		100/100

審査員1名の持ち点は100点とし、合計点数が最低基準点（満点の60%）以上となる者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。